

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を予定されている方への注意事項等

1 登録の窓口について

登録しようとする住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市以外の市町村にある場合は、愛知県が登録を行います。

登録の窓口 愛知県建築局公共建築部住宅計画課
民間住宅グループ（本庁舎 2 階西側）
連絡先 052-954-6568

住宅が、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市にある場合は、次表の登録窓口にお問い合わせください。

| 住宅の所在地 | 登録の窓口 | 連絡先 |
|--------|----------------------|--------------|
| 名古屋市 | 名古屋市 住宅都市局 住宅部 住宅企画課 | 052-972-2772 |
| 豊橋市 | 豊橋市 建設部 住宅課 | 0532-51-2604 |
| 岡崎市 | 岡崎市 建築部 住宅計画課 | 0564-23-6880 |
| 一宮市 | 一宮市 まちづくり部 住宅政策課 | 0586-85-7011 |
| 豊田市 | 豊田市 都市整備部 定住促進課 | 0565-34-6728 |

2 その他の注意事項について

(1) 登録の拒否について

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）」第 11 条第 1 項各号に該当する場合は、登録が出来ません。

(2) 登録事項等の変更について

登録後に、登録申請書及び添付図書の記載事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に登録事項等の変更の届出をしてください。

（法第 12 条第 1 項、国の施行規則別記様式第二号）

(3) 廃止の届出について

登録した事業を廃止したときは、その日から 30 日以内に事業廃業等届出書を提出してください。

（法第 14 条）